

実務担当者会議報告

平成 22 年度カルチャーコレクション実務担当者会議 「感染症法改正に伴う保存事業と感染症研究への影響」

日本微生物資源学会

実務担当者会議・世話人代表

岡根 泉

(独立行政法人製品評価技術基盤機構バイオテクノロジー本部生物遺伝資源部門)

平成 22 年度の実務担当者会議は第 17 回日本微生物資源学会大会期間中の平成 22 年 6 月 16 日 13 時より 14 時 30 分まで、じゅうろくプラザ（岐阜市）において開催された。会議には 13 機関会員から 30 名が参加した。

今回は「感染症法改正に伴う保存事業と感染症研究への影響」をテーマとして議論を行った。平成 18 年末に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」が改正され、省令と施行規則が整備された後、平成 19 年 6 月 1 日から施行された。この感染症法改正では主にバイオテロの防止を目的として、特定病原体等の使用ならびに保存に対し法的な規制がかけられることとなった。そこで今回は、感染症法改正の背景や本改正に伴って生じた保存機関や研究現場への影響、その対応策、問題点などについて紹介し、カルチャーコレクションにおける病原微生物の取り扱いに関する認識を深める機会とした。

会議では、以下の講師の方々に話題提供をお願いした。

演題 1：感染症法下での高度病原体の分譲活動と輸送方法の課題

岐阜大学大学院医学系研究科 江崎孝行

演題 2：感染症法改正後の病原真菌の保存管理状況

千葉大学真菌医学研究センター 矢口貴志

本会議では、感染症法改正により二種、三種病原体の輸送規定において一種病原体に準じた計画の提出が必要になったとともに、厳格な運搬体制が公安当局から要求され、そのため高額な輸送経費が発生すること、そして、その対応が都道府県毎の公安担当者によって異なることなどが報告された。特に、高い輸送経費のため、臨床的および学術的にも貴重な分離株の保有を断念せざるを得ず、やむなく処分する検査機関、病院が続出している現状も紹介された。また、急な立ち入り検査が行われた実例などが紹介された。

以下に講演発表を受けて交わされた質疑応答の一部を紹介する。

1. 災害発生時の対応は？：オートクレーブなどに病原菌を入れて密閉した上で退去する。（千葉大学真菌医学研究センター内規程）
2. 病原体を扱うための資格は？：二種以上を扱うためには教育を受ける必要がある。
3. 三種以上の取り扱いは？：正規教職員以上であり、パート職員、学生は取り扱い不可。

4. 立ち入り検査は年に何回か？：頻度については定められていないようである。
5. 当局の対応は一律か？：都道府県によって公安の対応が異なる。
6. どこが病原体の輸送を取り扱っているか？：現在、日本通運のみが運搬をしてくれる。

感染症法の改正により、これまでの「病気を管理するため」から「病原菌を管理するため」に目的が変わってきているとの見解も示された。それによる菌株保有機関の負担増大は当事者には重大な問題である一方で、研究費の減少、保有断念による専門教育の低迷が懸念される。関係学会からは所轄省庁に対し、法の見直しに関する要望書を提出するといった対応も検討していることが紹介された。そのような現場の要求が速やかに受け入れられ、早急に対策が図られることを期待したい。
